

適合証明手数料一覧表

適合証明機関名：（一般財団法人福井県建築住宅センター）

平成 27 年 4 月 1 日現在

	新築住宅							中古住宅		
	単独申請 (併用申請なし)	確認併用申請	まもりすまい 保険併用申請	確認+まもりすまい 保険併用申請	竣工済特例	確認併用+ 竣工済特例	建設評価書 併用申請	単独申請 (併用なし)	建設評価書 併用申請	
一戸建て住宅等	適合証明 S基準なし	49,000 円/戸	41,000 円/戸	29,000 円/戸	21,000 円/戸	39,000 円/戸	31,000 円/戸	10,000 円/戸	S基準なし 59,000 円/戸	39,000 円/戸
	適合証明・S基準有り (外皮計算書・一次エネルギー 計算書が不要なS基準) ※イ・※ハ	57,000 円/戸	49,000 円/戸	37,000 円/戸	29,000 円/戸	47,000 円/戸	39,000 円/戸	10,000 円/戸	S基準あり 67,000 円/戸	47,000 円/戸
	適合証明・S基準有り (外皮計算書・一次エネルギー 計算書が必要なS基準) ※ロ・※ハ	69,000 円/戸	61,000 円/戸	49,000 円/戸	41,000 円/戸	59,000 円/戸	51,000 円/戸	10,000 円/戸	S基準あり 75,000 円/戸	55,000 円/戸

※イ 該当するS基準 2.耐震性(免震および免震以外) 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性 5.省エネルギー性(住宅事業主基準もしくは認定低炭素住宅に限る) 6.耐震性 7.バリアフリー性 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)

※ロ 該当するS基準 1.省エネルギー性(断熱等性能等級4および一次エネルギー消費量等級4) 5.省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級5および住宅事業主基準とBプランの断熱等性能等級4を併用申請する場合も含む)

※ハ 構造計算書が必要なS基準 2.耐震性(免震および免震以外) 6.耐震性において、型式認定等以外の構造計算書の添付が必要な場合には、上記料金の他、18,000円を別途加算させていただきます。

		単独申請(併用申請なし)		建設評価書併用申請		単独申請(併用なし)	建設評価書併用申請	
共同住宅・賃貸住宅	設計審査	適合証明 (外皮計算書を添付 している申請を含む)	10戸まで	7,000 円/戸 × 戸数 + 20,000 円	/	/	/	/
			11~20戸まで	6,000 円/戸 × (戸-10) + 90,000 円				
			21~30戸まで	5,000 円/戸 × (戸-20) + 150,000 円				
			31戸以上	4,000 円/戸 × (戸-30) + 200,000 円				
	設計審査	適合証明 (構造計算書・外皮計算 書を添付している申請)	10戸まで	11,000 円/戸 × 戸数 + 20,000 円	/	/	/	/
			11~20戸まで	8,000 円/戸 × (戸-10) + 130,000 円				
			21~30戸まで	7,000 円/戸 × (戸-20) + 210,000 円				
			31戸以上	6,000 円/戸 × (戸-30) + 280,000 円				
竣工検査	適合証明 (外皮計算書を添付 している申請を含む)		4,000 円/戸 × 戸数 + 10,000 円		2,000 円/戸 × 戸数 + 10,000 円	S基準なし	49,000 円/戸 × 戸数	41,000 円/戸 × 戸数
			6,000 円/戸 × 戸数 + 10,000 円		2,000 円/戸 × 戸数 + 10,000 円	S基準あり	57,500 円/戸 × 戸数	49,000 円/戸 × 戸数

注1 申請手数料は、申請時に申し受け致します。申請後、当センターの責に帰すべき事由により途中で取りやめた場合を除き、手数料の返還は致しませんのでご注意ください。

注2 併用申請の手数料金額は、適合証明のみの手数料を表示してあります。また、併用申請とは同一検査機関に申請書を提出する事が条件ですので、他の検査機関で申請された物件は、併用申請の扱いとはなりませんのでご注意ください。

注3 敦賀市、美浜町、若狭町、大野市旧和泉村は、7,000円/現場検査回数、小浜市、高浜町、おおい町は、10,000円/現場検査回数、遠隔地現場検査割増し料金を加算させていただきます。

注4 変更申請は、1変更申請毎に10,000円、別途加算させていただきます。変更申請とは ①構造種別の変更 ②S基準の変更 が該当します。

注5 まもりすまい保険併用の申請で、保険の中間検査とは別途に適合証明の中間検査を実施する場合には、中間検査手数料16,000円を別途加算させていただきます。

注6 竣工済特例の申請には、当センターが実施したまもりすまい保険の軸組み検査を受けた物件であるか、もしくは施工写真等により断熱性能及び構造部の劣化対策基準が審査可能な物件に限らせて頂きます。

注7 中古住宅の申請は、昭和56年5月31日以降に確認済証が発行された物件を条件とします。それ以前の物件に関しては別途見積もりとさせていただきます。

注8 設計審査の申請受付日から、一戸建て住宅等の場合で2年、共同住宅・賃貸住宅で5年を経過した段階において、当該物件の適合証明証が発行出来ていない場合には、申請を取りやめたものとみなしますのでご注意ください。